

# 総務委員会資料

## 1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(17) 議案第109号 川崎市農業委員会委員の選任について

資料1 農業委員選考の経過

参考資料1 農業委員会等に関する法律（抜粋）

参考資料2 農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

参考資料3 川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成  
一覧

経済労働局

令和5年6月7日

## 農業委員選考の経過

### 1 農業委員の推薦の求め及び募集

市町村長は、農業委員を任命しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない（法第9条第1項）こととされている。また、推薦の求め及び募集の期間はおおむね一月としなければならない（規則第7条第2項）とされ、推薦の求め及び募集の方法をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（同条第3項）とされている。本市における推薦の求め及び募集の概要は次のとおりである。

#### (1) 推薦の求め及び募集の期間

令和5年1月4日から令和5年2月3日まで

#### (2) 推薦の求め及び募集の方法の公表

市政だより（令和5年1月1日号 No. 1272）

市ホームページ

窓口資料配布

チラシ掲示

#### (3) 推薦・募集の状況の公表

令和5年1月19日 中間公表

令和5年2月8日 最終公表

それぞれ市ホームページで公表した。

### 2 農業委員会委員選考委員会

農業委員会の委員の選考に関して調査審議するため、市の附属機関として選考委員会を設置している。選考委員会による調査審議結果については、次のとおりである。

#### (1) 第1回選考委員会（令和5年1月30日）

委員選考に当たっての留意点及び評価項目等の基準について確認

#### (2) 第2回選考委員会（令和5年3月16日）

ア 推薦及び応募のあった者について、評点化及び順位付け

イ 選考結果に関する講評

(ア) 前回女性1人だった候補者が、今回女性3人と、青年が1人という結果となり改善が見られた。

(イ) 女性や青年をもっと増やすならば、早くから対策を考えないといけないのではないか。

(ウ) 農業者14人のうち、認定農業者が3人、準ずる者が5人であり過半数を超える応募があった。

## 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 省略

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6～7 省略

第九条 市町村長は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第十九条第一項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 市町村長は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

## 農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に三十を乗じて得た数を下回る場合（以下「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするこ  
ととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者  
が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業  
者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲  
げる者とするこ  
ととすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場  
合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水  
産大臣の承認を得たとき。

四～五 省略

## 川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成一覧

推薦 応募	名前	性別	年齢	職業	認定農業者 または準ずる者	居住地
推薦	朝比奈 清一	男	71	農業		中原
推薦	武笠 孝一	男	72	農業	農業経営士 (準ずる者)	高津
推薦	森 そめ代	女	74	農業	認定農業者の農業に 従事・経営参画する 親族 (準ずる者)	高津
推薦	大久保 智子	女	66	農業		宮前
推薦	小川 耕平	男	74	農業	認定農業者	宮前
推薦	原 行雄	男	81	農業	認定農業者	宮前
推薦	持田 正	男	68	農業	認定農業者 OB (準ずる者)	宮前
応募	小松 昇	男	68	行政書士		多摩
推薦	関谷 卓弘	男	64	農業	認定農業者	多摩
推薦	田村 忠藏	男	74	農業	農業経営士 (準ずる者)	多摩
推薦	井上 清士	男	70	農業		麻生
推薦	落合 芳江	女	64	農業		麻生
推薦	松澤 久	男	73	農業	農業経営士 (準ずるもの)	麻生
推薦	宮野 勉	男	67	農業		麻生